

串間市業務継続計画

【地震災害編】

平成 29 年 4 月策定
(令和 4 年 8 月一部改定)

目 次

1. 業務継続計画（地震災害編）の基本的考え方	4
1-1. 計画の趣旨	4
1-2. 業務継続計画の概要	4
(1) 業務継続計画（BCP）とは	4
(2) 業務継続計画の効果	4
(3) 非常時優先業務とは	5
1-3. 業務継続計画と地域防災計画との関係	5～6
2. 串間市業務継続計画の基本方針	7
2-1. 計画の基本方針（BCPの目標）	7
2-2. 計画の構成	7
2-3. 計画の対象	7
2-4. 計画の発動	7
3. 被害状況の想定	8
3-1. 想定する災害	8
3-2. 被害状況の想定	9
(1) 本市全体の被害状況の想定	9～11
(2) 本庁舎等の被害状況の想定	12
4. 非常時優先業務の選定	13
4-1. 対象期間	13
4-2. 対象業務の範囲	13
(1) 災害応急対策業務	13
(2) 継続通常業務	13
4-3. 非常時優先業務の選定	14
(1) 選定手順	14
(2) 非常時優先業務選定の基準	15
(3) 非常時優先業務の選定結果	16
5. 非常時優先業務継続のための体制確立	17
5-1. 職員の確保	17
(1) 参集可能職員数の把握	17
(2) 対象となる職員	17
(3) 参集予測の考え方	17
(4) 参集予測結果	18
(5) 職員の確保	19

5-2. 非常時優先業務に必要な施設・設備等の対策	19
(1) 庁舎等の耐震状況	19~20
(2) 代替機能施設の確保	20
(3) ライフライン設備等の確保	20~21
(4) 業務遂行のために必要な物資等の確保	22
5-3. 指揮命令系統の確立	22
6. 業務継続体制の向上	
(1) 教育・訓練	23
(2) 計画の点検・見直し	23~24

1. 業務継続計画（地震災害編）の基本的考え方

1-1. 計画の趣旨

大規模地震が発生した際の緊急時においては、地域防災計画に定める災害応急対策業務の着実な推進と、継続する必要性が高い通常業務の機能停止・低下を最小限に抑え、可能な限り速やかな復旧・復興に努め、市民生活の回復を図らなければならない。

このため、緊急時に災害対策本部の各班（部）の担当する業務について、業務の範囲と優先順位及び必要な事項を定め、緊急時における様々な状況に対応して適切な行動の選択を可能にすることによって、災害による市民の生命及び生活に係る被害の軽減に向けた適切な対応に資することを目的として、業務継続計画を策定する。

1-2. 業務継続計画の概要

(1) 業務継続計画（BCP）とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、人、もの、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、地域防災計画に定められた災害対応業務及び災害時においても優先的に継続すべき通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定したうえで、その優先順位を定めるとともに、継続に必要な資源の確保や配分などについて、必要な事項を明らかにすることにより、大規模災害時であっても適切に対応できることを目的とした計画である。

(2) 業務継続計画の効果

業務継続計画を策定することによって、様々な制約下にあっても、あらかじめ定められた優先順位のもとに必要な措置を講じることにより、次図に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

■業務継続計画の効果

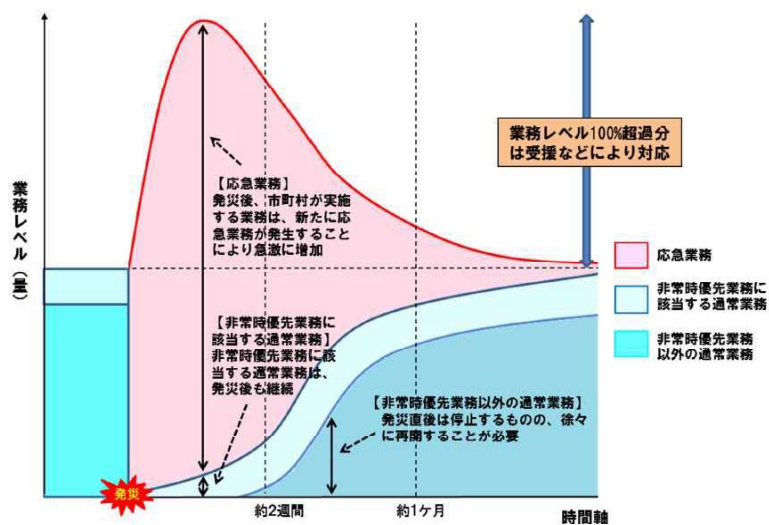


図 発災後に市町村が実施する業務の推移

出典：「市町村のための業務継続計画作成ガイド」より

(3) 非常時優先業務とは

非常時優先業務は、災害時において優先して実施する業務であり、地域防災計画における災害応急対策業務を基本として、市民の生命財産の保護や生活の復旧のために優先して行う必要のある一部の災害復旧復興業務及び通常業務のうち継続して行うべき業務が対象となる。

なお、発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障としない範囲で業務を実施する。

■業務継続計画の効果

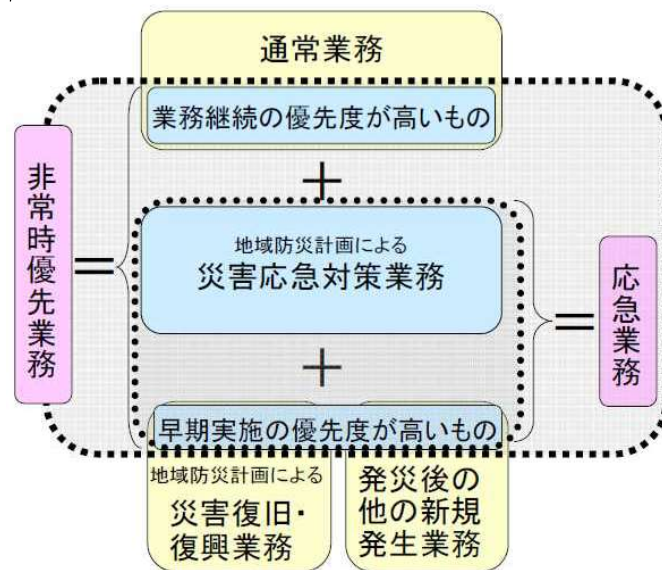


図 非常時優先業務のイメージ

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・H28. 2）

1-3. 業務継続計画と地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 63 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、防災会議が作成する計画であり、想定される災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市や防災関係機関等が、災害予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた総合的かつ基本的な計画である。

実際に災害が発生した場合に、市民の生命財産を保護し、市民生活や地域経済の維持・回復を図るためには、地域防災計画に定められた災害応急対応だけでなく、戸籍や福祉などの通常業務の一部も継続するとともに、災害発生直後から行政機能の速やかな回復を図っていく必要がある。

業務継続計画の目的は、人、もの、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、当該業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な震災時であっても、適切な業務執行を行うことにある。

業務継続計画と地域防災計画との主な相違点を列挙すると以下のようになる。

業務継続計画と地域防災計画との相違点

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	・地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	・発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。
行政の被災	・行政の被災は、特に想定する必要がない。	・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	・災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象とする。	・非常時優先業務を対象とする（応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。）
業務開始目標時間	・一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・H28. 2）

2. 串間市業務継続計画の基本方針

2-1. 計画の基本方針（BCPの目標）

串間市業務継続計画（以下「本計画」という。）では、非常時における、本市の業務執行の基本方針を、次のとおりとする。

ア. 市民の生命、身体及び財産等を守る（非常時優先業務の最優先の実施）

震災が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、市民生活や経済活動等の維持を図るため、非常時優先業務を最優先に実施する。

イ. 非常時優先業務を実施するための体制を確立する

市職員が被災後も業務に従事できるための対策を行うとともに、早期参集等による必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等に係るその他の業務資源の確保を図るなど、非常時優先業務を効果的・効率的に実施するための体制を確立する。

ウ. 非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する

人材・施設・資機材等の資源を非常時優先業務へ集中的に投入するため、非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。

2-2. 計画の構成

本計画では、大規模災害発生時における本市の業務継続について系統的に説明を行うため、まず、計画の対象となる「組織」を明らかにし、串間市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）における地震想定のうち、本計画で想定する地震の「被害状況の想定」を選定する。

次に、本計画で対象とする「非常時優先業務」選定の基準について説明するとともに「非常時優先業務」ごとに業務着手の目標時期を一覧表として示す。

最後に、業務継続のための「体制の確立」とともに、業務継続のための「資源・環境の確保」並びに「業務継続体制の向上」について計画するものとする。

2-3. 計画の対象

本計画の対象は、本市が実施する業務全般とし、市役所本庁舎及び支所、消防本部、消防署、上下水道課、総合保健福祉センター並びに市民病院を対象とする。但し、消防本部、消防署、上下水道課、市民病院の計画については、別途作成するものとする。

2-4. 計画の発動

災害対策本部長（市長、以下「本部長」という。）は、災害対策本部の設置と同時に本計画の発動を宣言する。

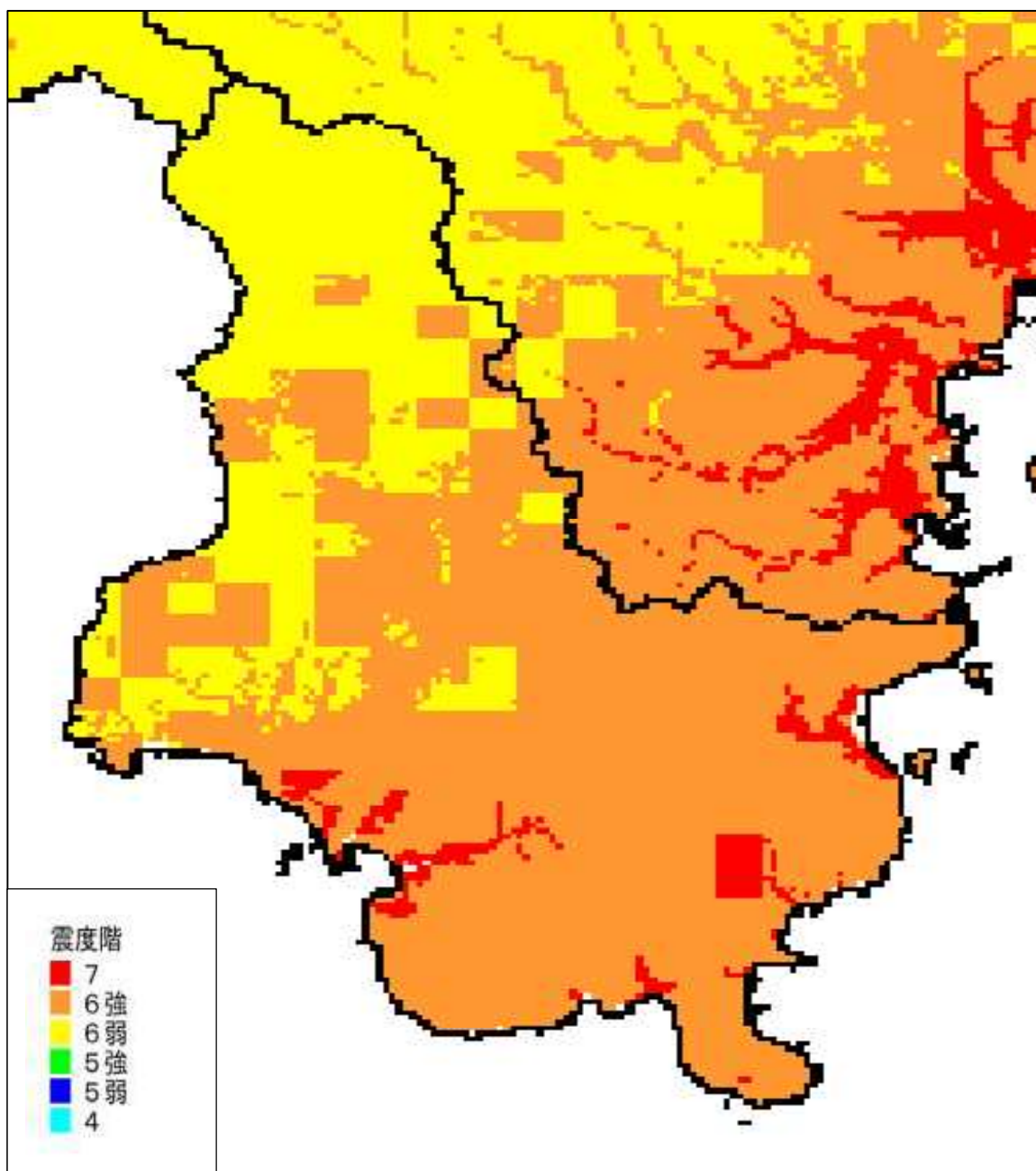
3. 被害状況の想定

3-1. 想定する災害

本市において、大規模な被害を生じさせる可能性が高い災害は、地震災害、水害である。非常時優先業務の選定及び必要資源に関する分析と対策の検討を行うためには、本市の業務が外部条件によって受ける制約（ライフライン支障等）を把握することが重要となる。このため、本市に及ぼす影響が最も大きいと考えられる「南海トラフ巨大地震」（海溝型地震）を想定とした。

■串間市の震度分布図

《 串間市で想定される震度の分布 》（最大規模）【南海トラフ巨大地震】



3-2. 被害状況の想定

(1) 本市全体の被害状況の想定

想定地震に対する本市全体の被害想定結果（「宮崎県地震被害想定調査（令和2年3月）」）と被害の概況は、次表のとおりである。

■被害の概要

《 地震による被害想定結果 》

被害想定項目		想定ケース② M 9.1
1. 地震動	最大震度	7
2. 津波	最大津波高	17m
3. 建物被害	建物全壊・焼失棟数	約 2,500
	建物半壊棟数	約 3,600
4. 人的被害	死者数	約 370
	負傷者数	約 700
	要救助者数（冬深夜）	約 280
	（夏 12 時）	約 130
	（冬 18 時）	約 190
5. ライフライン	上水道（被災直後） 断水人口 断水率	約 16,635 100%
	下水道（被災直後） 支障人口 機能支障率	約 4,700 97%
	電力 停電軒数（被災直後）	約 13,000
	通信 固定電話（被災直後） 不通回線数 不通回線率	約 7,300 97%
	通信 携帯電話（被災直後） 停波基地局率 不通ランク	14% A
	道路 被害箇所 津波浸水域 津波浸水外	約 10 約 30
6. 交通施設	鉄道（日南線）被害箇所 津波浸水域 津波浸水外	約 30 約 180

被害想定項目		想定ケース② M 9.1
6. 交通施設	港湾（岸壁被害数）	
	福島港	2
	黒井港	
	大納港	
	（その他係留施設被害数）	
	福島港	28
	黒井港	2
	大納港	2
	港湾 被災防波堤延長	
	福島港	約 700m
	黒井港	約 250m
	大納港	約 280m
6. 交通施設	漁港（岸壁被害数）	
	夫婦浦漁港	1
	市木漁港	2
	本城漁港	
	福島高松漁港	
	都井漁港	2
	宮之浦漁港	3
	（その他係留施設被害数）	
	夫婦浦漁港	2
	市木漁港	8
	本城漁港	6
	福島高松漁港	1
都井漁港	10	
宮之浦漁港	8	
6. 交通施設	漁港 被災防波堤延長	
	夫婦浦漁港	約 150m
	市木漁港	約 1,200m
	本城漁港	約 110m
	福島高松漁港	-
	都井漁港	約 440m
	宮之浦漁港	約 1,500m
7. 生活への影響	避難者数（被災1日後）	約 6,800
	（被災1週間後）	約 7,600
	（被災1か月後）	約 7,600
	帰宅困難者数	約 630

被害想定項目		想定ケース② M 9.1
7. 生活への影響	物資 需要量 (被災1日後)	
	食糧 (食)	約 15,000
	飲料水 (ℓ)	約 51,000
	毛布 (枚)	約 6,600
	医療機能	
	死者数	約 510
	負傷者数	約 910
	要転院患者数	約 60
	要入院者数	約 570
	要外来者数	約 460
8. 災害廃棄物	災害廃棄物 (万トン)	70
9. 災害時要援護者	災害時要援護者数	
	(被災1日後)	約 2,000
	(被災1週間後)	約 2,200
	(被災1か月後)	約 2,200

※ 「一」: わずか

資料: 宮崎県浸水想定、宮崎県地震被害想定調査報告書

(2) 本庁舎等の被害状況の想定

市の業務が外部条件によって受ける制約をさらに把握すること等を目的として、本庁舎等の対象施設の被害状況を把握する。想定する被害としては対象施設建築物、建物内部、ライフライン（電力、上水道、通信等）の機能障害等とする。

本庁舎等の対象施設の被害状況の想定は、次表のとおりである。

■本庁舎等の対象施設の被害状況の想定

項目	被害状況の想定（復旧予想）
市庁舎等	○本庁舎等、消防本部及び支所所在地の予想震度は震度6弱～7と想定される。 ○本庁舎、消防本部及び支所は、使用不能となる重大な被害、損壊は生じていないものと想定する。
執務空間	○本庁舎等は震度6弱～7の揺れが予想され、執務室内は、固定されていないオフィス什器のほとんどが転倒・落下、ガラスの破損・飛散により、執務室の使用再開には少なくとも数時間の復旧作業が必要となり、災害対応に遅れが生じるおそれがあると予想される。
電力	○商用電力は、発災後12時間程度は外部からの電源供給はないと想定される。
電話	○一般の電話・FAXは、輻輳により数日間は、つながりにくい状況が継続する。
県防災通信システム	○地上系については、公衆回線の断裂、衛星系については設備の被災により利用不能となる可能性がある。
情報システム	○発災直後は情報システムが使用できない。電力が回復する12時間以降に順次復旧する。
エレベーター	○エレベーターでは、閉じ込めが発生するおそれがある。
空調	○停電時には、空調機器は使用不可となる。 ○発災後12時間程度は、外部からの電源供給はない。
水洗トイレ	○停電・断水時は、利用できなくなる。
職員	○平日昼間：職員の負傷の可能性がある。 ○休日又は夜間：本人及び家族の被害、自宅被害、交通機関の途絶等で参集できない職員が出る。

4. 非常時優先業務の選定

地震災害時に人員や機材などの災害対応のための資源に制約を伴う状況下で、市民の生命財産を保護するために地域防災計画で定めている災害応急対策業務を早急に実施しなければならないことはいまでもないが、一方で、市民生活にかかわる災害応急対策以外の行政ニーズへの対応への影響を最小限に食い止めるために必要な通常業務の継続又は早期回復も重要な課題である。

このため、発災後いつ頃の時期までに各業務を開始・再開する必要があるか検討し、一定の期間内に開始・再開すべき業務を「非常時優先業務」として選定する。

4-1. 対象期間

「非常時優先業務」は、発災直後から遅くとも1ヶ月（業務開始実施環境が概ね整うものと考えられる時間までの期間）以内に着手しなければならず、かつ、目標レベルに到達していなければならない業務とする。

4-2. 対象業務の範囲

「非常時優先業務」は、地域防災計画における応急対策と一部復旧・復興対策からなる「災害応急対策業務」と、それ以外の通常業務のうち災害時においても継続が求められる「継続通常業務」を対象とする。

これらの「非常時優先業務」に対して限られた人的・物的資源を集中的に投入し、もって大規模災害時においても市民の生命・財産・経済活動等を守るものとする。

(1) 災害応急対策業務

地域防災計画では、市、県、国及び事業所等、関係機関が行う業務として予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務が定められている。そのうち、市が災害時に行わなければならない業務を本計画では「災害応急対策業務」とする。

該当する業務は、「串間市地域防災計画 震災対策編」で市が担当する業務のうち「第2章 震災応急対策計画・第3章 震災復旧・復興計画」で挙げられている業務のすべてと、「津波災害対策編」の第1節～第3節で挙げられている業務の一部とする。

(2) 継続通常業務

通常業務のうち、市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るためや、市役所の基幹的な組織機能、オフィス機能を維持するための観点から、災害時においても業務継続の優先度の高い業務を本計画では「継続通常業務」とする。

4-3. 非常時優先業務の選定

(1) 選定手順

非常時優先業務の選定は、以下のとおり行う。

- ア. 「非常時優先業務」は、発災後遅くとも1ヶ月以内に着手しなければならない、かつ、目標レベルに到達していなければならない業務を選定する。
- イ. 災害応急対策業務に係る内容については、「串間市地域防災計画・震災対策編」に掲げる所掌事務を基本として、地震発生時に生じると想定される具体的業務を非常時優先業務として選定する。
- ウ. 継続通常業務に係る内容については、平常時に各課が行っている業務のうち、災害発生から1ヶ月以内に特に継続実施が不可欠な業務を選定する。

■業務の区分と内容

必要度		内容
非常時優先業務	災害応急対策業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に行う業務 ・地域防災計画「第2章 震災応急対策計画」における業務 ・地域防災計画「第3章震災復旧・復興計画」で挙げられている業務のうち、被災者の生活支援等に供する業務 (例) 災害見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給、市税等の減免など
	継続通常業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常業務のうち、業務の規模を縮小する、方法を工夫する等により続行する業務 ・市民の生命・健康・財産を守る業務 ・市の意思決定に必要な業務 ・その他、休止することができない業務 (例) 死亡届・出生等の戸籍受付、議会に関する業務 など
休止業務		<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常業務のうち、休止・延期する業務 ・一定期間（1ヶ月超）先送りすることが可能な業務 ・災害復興までの間、休止・延期することがやむをえない業務 (例) 職員研修、地域懇談会 など

エ. 非常時優先業務ごとに、業務開始目標時間を設定する。業務開始目標時間設定に際しては以下の点に留意する。

- 地域社会の影響や法令の適正な執行の観点から検討する。
- 今の資源で実施可能かどうかという「可能性」の視点ではなく、住民にとって当該業務が開始される必要があるかどうかという「必要性」の視点から設定する。

オ. 本計画検討の前提としている勤務時間外（平日夜間や休日）に大規模地震等が発生した場合について検討する。ただし、勤務時間内に地震が発生した場合や、大規模水害時における適用も視野に入れる。

(2) 非常時優先業務選定の基準

非常時優先業務の選定基準は、次表のとおりとする。

■災害応急対策業務及び継続通常業務

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び家族の安全確保 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c. 発災直後の火災、津波等対策業務（応援要請、部隊編成・運用） d. 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） e. 避難所の開設、運營業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> a. 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） b. 市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） c. 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等） d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） e. 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等） f. 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） b. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財産計画業務等） c. 業務システムの再開等に係る業務
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） b. 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） e. 窓口業務（届出受理、証明書発行等）
1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. その他の業務

資料：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・H28. 2）

(3) 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務の詳細については、資料編を参照。

5-1. 職員の確保

(1) 参集可能職員数の把握

職員の確保による実施体制の確立は、本計画遂行上の基本であり、早朝・夜間や休日等の勤務時間外に発災した場合には、参集職員の確認は最重要課題の一つであるため、地震発生時の参集予測を行い、非常時優先業務に従事可能な職員数を把握する必要がある。

参集想定にあたっては「参集予測の考え方」に基づき算出する。

(2) 対象となる職員

地震発生直後に、自宅から通常の勤務場所に参集する職員を対象とする。

なお、市長、副市長、教育長、課長級職員は、非常時優先業務の具体的な事務に従事せず、災害対策本部会議に従事することから参集予測の対象から除外した。

(3) 参集予測の考え方

ア 参集距離

各職員の居住地から参集場所までの距離とした。

イ 移動手段

原則、徒歩とした。

ウ 歩行速度

歩行速度は、「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について」国土交通省指針に基づき分速 42m/分とした。

エ 参集開始時間

参集の準備等のため、地震発生後 30 分後に移動を開始することとした。

オ 参集距離が 20 km以上の職員

当該職員は、公共交通機関を使用して参集するものと想定した。公共交通機関は災害発生直後に運休、災害発生後 2 日目を目途に限定的に復旧し、3 日目から部分的に運行可能と想定した。

カ 参集計算

参集計算は、次の順で行う。

(ア) 全職員の参集時間を算出する。

(参集時間 = (ア 参集距離 (m) ÷ ウ 歩行速度) + エ 参集開始時間)

(イ) 参集距離が 20km 以上の職員については、災害発生後 3 日目に参集を開始するものとする。

(「オ 参集距離が 20 km以上の職員」の適用)

(ウ) 参集時間ごとに、参集する職員数を集計する。

(エ) 参集時間ごとの参集職員数から参集を開始できない職員の割合に応じた職員数を減算する。

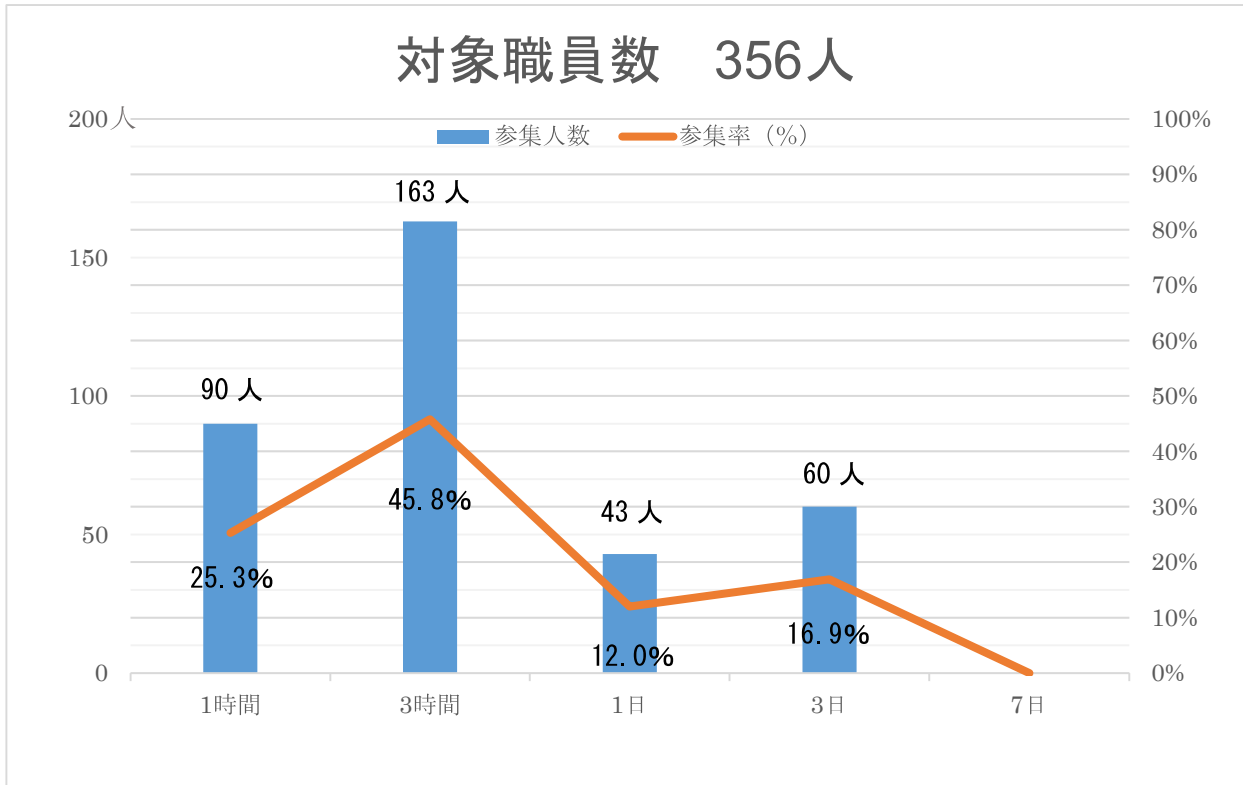
(「カ 参集を開始できない職員の割合」の適用)

(4) 参集予測結果

市全体では、地震発生後、1時間以内に90人(約25.3%)、3時間以内で163人(約45.8%)、1日(24時間)以内に43人(約12%)、3日(72時間)以内に60人(約16.9%)が参集すると予測される。(図表1)

参集場所ごとの参集予測は図表1-1のとおりである。

<図1>市全体の参集予測結果



<図1-1>参集場所ごとの参集予測

(単位:人)

庁舎名	1時間	3時間	1日	3日	参集対象者数
市役所庁舎	59	62	11	23	155
上下水道課	3	3	2	0	8
市民病院(事務員を含む)	19	40	19	28	106
総合保健福祉センター	3	33	8	7	51
消防本部・署	6	23	1	1	31
中央公民館(スポーツセンター)	0	1	0	0	1
大東支所	0	0	1	0	1
本城支所	0	0	1	0	1
都井支所	0	1	0	0	1
市木支所	0	0	0	1	1
参集人数	90	163	43	60	356
参集率 (%)	25.3	45.8	12.0	16.9	—

(5) 職員の確保

非常時優先業務を行うために必要な人数が不足する場合の対策として、以下の対策を行う。

ア 非常時優先業務のさらなる絞り込み

各課の非常時優先業務の実施人員は、地震が休日・夜間に発生した場合においては、予め割り当てた「当該課内の担当者」という枠組みの中だけで固定的に対応しようとする、初動期には人員が不足する可能性がある。

そのため、各課において、初動期の休日・夜間については非常時優先業務をさらに絞り込み、参集している最小限の人員で確実に実施する体制を検討するものとする。

イ 各課を横断した業務実施体制の確立

非常時優先業務に必要な人員を確保できない場合は、応援職員を充てるものとする。

まずは、課内での調整により行うものとするが、必要人員に対して参集人数が不足する場合は、各課からの要請に基づき、本部事務局で調整し、各課を横断した応援職員の投入を行う。

なお、非常時優先通常業務において、専門的知識が必要とされる業務について職員が不足する場合を想定し、業務経験者の活用や職員OBによる応援などの検討を行う。

ウ 職員安否確認体制の確立

業務継続のためには、職員各自の安否を確実に確認することが必要である。そのため、地震が休日・夜間に発生した場合、参集の可否に関わらず、各職員は、携帯メール（事前にメールアドレスをリスト化）等あらかじめ決められた方法により、自己及び家族の安否の状況等の報告を所属長に行うものとする。報告する内容は主に次のとおりとする。

- ・本人の安否情報：無事・負傷（負傷の場合は怪我の程度。入院の場合は入院先）
- ・家族の安否情報：無事・負傷・安否不明
- ・参集の可否：可能・不可能（可能な場合は到着予定時刻、不可能の場合はその理由）
- ・周辺の被害状況：自ら確認をした被害状況等

所属長は、職員の安否確認情報を集約し、本部へ報告するものとする。

安否の確認が取れない職員については、携帯メール等により継続して連絡を取り続けるものとする。

5-2. 非常時優先業務に必要な施設・設備等の対策

非常時優先業務を遂行するためには、施設や設備のほか、様々な資源の確保が必要となる。これらの資源をリスト化し、想定する地震が発生した際にはどの程度利用可能であるかを確認する。

その結果、資源が不足していると考えられる場合には、中長期的な確保対策を検討するとともに、短期的な対策として当面できる補強・代替手段等を検討していくこととする。

(1) 庁舎等の耐震状況

ア. 耐震化の状況

本庁舎（昭和 51 年建設、その後、平成 27 年に耐震補強工事済み。）、上下水道課庁舎（平成 2 年建設）、総合保健福祉センター（平成 19 年建設）、市民病院（平成 17 年建設）、消防署（昭和 58 年建設）、総合体育館（昭和 52 年建設、平成 22 年に耐震補強工事済み。）、中央公民館（昭和 46 年建設、耐震診断の結果、基準は満たしている。）、大東支所（昭和 47 年建設）本城支所（昭和 50 年建設）都井支所（昭和 55 年建設）【大東、本城、都井支所ともに平成 23 年に耐震補強工事済み。】市木支所（平成 2 年建設）となり、昭和 56 年の新耐震基準により以後に建設されているほか、耐震補強もされているため基準は満たしている。

（2）代替機能施設の確保

本庁舎は、平成 27 年に耐震補強工事済みであり、震度 6 程度の耐震性能は確保されている。しかし、それ以上の震度に対する耐震性は確保されていない。そのため、本庁での応急対応が困難になることが予想される。これを踏まえ、非常時優先業務を実施するために、災害対策本部及び各部局の移転先を検討する。

◆災害対策本部の移転先

災害対策本部の、移転先として以下の施設を選定する。

順位	施設名	所在地
1	総合保健福祉センター	串間市大字西方 9365-8

（3）ライフライン設備等の確保

地震発生直後は、必要最小限のライフラインの確保に努め、その後、正常な運営に向けた応急・復旧作業を実施していくこととなる。

本庁舎における電力・電話・無線・システム等のライフライン設備等の現状と今後の対策は、次表のとおりである。

■ライフライン設備等の確保

区分	項目	現状	対応策等
電力	1. 非常用電源 (1) 発電機について (2) 設置箇所 (3) 発電機の機動方法 (4) 燃料確保の体制 (5) 庁内での電力配分 (非常用発電機活用時)	○空冷式（燃料A重油）発電機 1 基を設置している。 ○津波浸水の可能性：無揺れによる転倒の可能性：無 ○自動起動 ○燃料：2,000 リットル ○最大 40 時間程度の運転が可能	○補給用燃料の確保 ○庁舎内において、非常用発電機を使用する箇所の調整。

電話	1. 電話の現状（一般回線以外）	○NTTの災害時優先電話3回線は電力供給無しで使用可。	
防災行政無線設備	1. 停電時の電源確保 (1) 専用の非常用電源 (2) 設置場所	○市防災行政無線は、各子局にバッテリーを内蔵しており、停電時は最大72時間運用できる。 ○各子局設備内	○72時間を超える停電時の代替策を検討する。
情報システム	1. サーバー等の設置状況	○住民情報を扱う基幹系、業務情報を扱う情報系におけるすべてのサーバーおよびストレージのデータを市外のデータセンターに毎日定時にバックアップをしている。	○非常時及びPCが使用できないことを考慮し、紙ベースでのデータ保管を検討する。
エレベーター	被災・停電時の運用 (利用可能性) 1. 停電時の対応 (1) 閉じ込め等発生時の対応 (2) 停電時のエレベーターの方式 (3) 故障時の復旧方法 (4) 災害時技術者派遣協定等の締結 (5) 故障防止対策の実施状況		
空調	1. 被災・停電時の運用 (1) 利用可能性 (2) 依存する資源（上水道、非常用発電機等） 2. 停電時の対応 (1) 故障時の復旧方法 (2) 災害時技術者派遣協定等の締結 (3) 空調停止時に影響を受けるスペース (4) 故障防止対策の実施状況	○非常用発電機を稼働させると、空調機器は使用できなくなる。	○冬季の場合は、電力の要らない石油ストーブで応急対応する。

(4) 業務遂行のために必要な物資等の確保

地震発生直後から、非常時優先業務の遂行のため、執務環境やトイレ、食料・飲料水等を確保しておく必要がある。

応急復旧の期間に、職員が業務に専念するための食料、飲料水、その他生活必需品を備蓄していく。備蓄する非常用食料は3日間分を目安とし、被害状況によっては長期化も想定されるので、勤務時間外に参集する場合は、各職員が可能な限り、飲食物等を持参するよう啓発する。また、平常時から個人レベルで非常用食料、飲料水などを備蓄するなど個人備蓄も推奨する。

特に、持病薬等個人事情により、必要なものは職員自ら備蓄しておくように啓発する。

5-3 指揮命令系統の確立

災害時において、迅速かつ的確に業務を遂行・継続するためには、職員の確保とともに、指揮命令系統の確立が重要となる。このため、長期出張あるいは被災により業務に従事できない、参集に時間を要する等の理由により責任者が不在の場合であっても、組織として適切に意思決定が行えるように、あらかじめ権限委任の方法を決めておくなど、指揮命令系統を確立しておく。

■ 指揮命令系統の確立方法

- 所属の責任者との連絡が取れない場合、意思決定に係る権限は、あらかじめ定めた順位で自動的に代行者に委任されるものとする。
- 責任者が本庁へ参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され、責任者の指示を仰ぐことが可能な場合には、権限の委任は行わないものとする。
- 責任者と連絡がとれない場合には、代行者はあらかじめ定められた方法により権限の委任を受け、責任者の権限や代行する。

(1) 権限委任順位

市長は、災害対策本部長であるため、「串間市地域防災計画」の規定に従い、市長が不在の場合等の職務代理順位者は、次のとおりとする。

また、課長以上の権限委任順位については、「串間市事務決裁規程」などの各執行機関が定めたものを準用する。(通常業務における市長の職務代理者の順位は、地方自治法第152条及び串間市長の職務代理者を定める規則による。)

【市長(副市長)の権限委任順位】《災害対策本部》

本部長	第1順位	第2順位
市長	副市長	危機管理課長

【課長以上の権限委任順位】

課長以上の権限委任に関しても、「串間市事務決裁規程」に準用する。

また、円滑に権限を委任し指揮命令系統を確立するため、必要に応じて、各課において以下の検討を行うものとする。

■各課検討事項（必要に応じて定める事項）

- 権限委任を定める責任者の範囲は、原則として課長以上は必須とするが、それ以外の職員については、職務の内容や不在時の影響等を考慮して定めるものとする。
- 代行者が数多くの最優先業務に関与するなどにより、業務負荷が非常に高くなることが考えられるため、災害時の業務付加等を考慮して代行者を設定する。
- 責任者が有する全ての権限や職務を1人で代行することが困難な場合には、主たる代行者を定めた後に、一部の権限や職務を別の者に部分的に委任することも検討する。
- 同一庁舎内で同時に被災する可能性もあるため、代行者にはほかの庁舎で勤務している者も含めることも検討する。

6. 業務継続体制の向上

(1) 教育・訓練

的確に業務継続を図るためには、職員一人ひとりが災害時の役割や施設等の資源制約の可能性等について、平常時から理解を深め、発災時には実際に行動できるよう対応能力を向上させていくことが求められる。

業務継続体制の確立に向け、日頃より全庁的及び各所属において、計画的に研修や訓練を実施し、職員個人及び組織的な対応能力の向上を図っていく。

また、本計画の適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行うものとする。

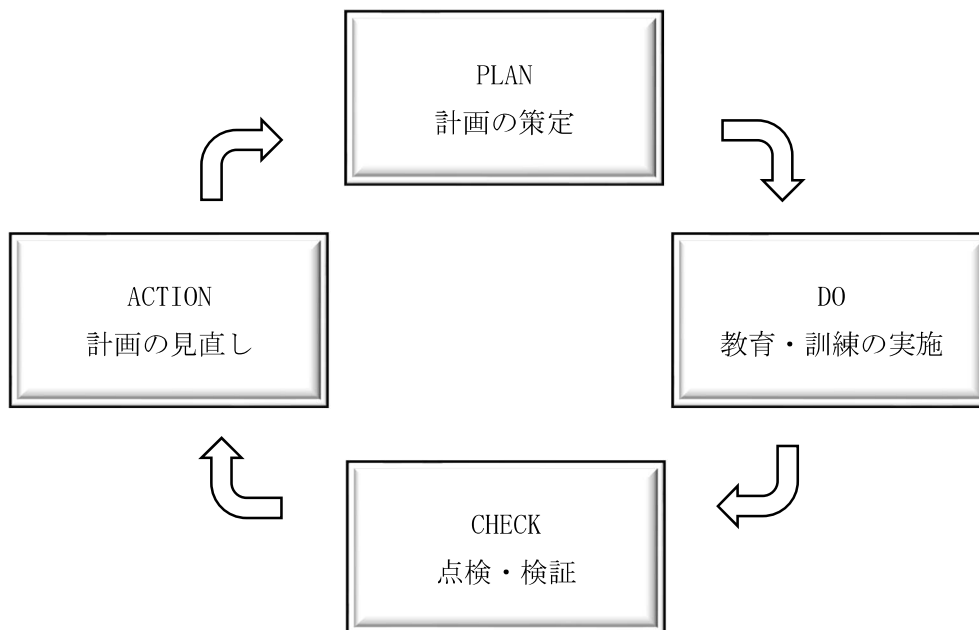
■訓練（計画的に実施）

- 避難訓練：職員の避難、来客等の避難誘導
- 連絡訓練：緊急連絡先への連絡、緊急連絡網での連絡
- 参集訓練：勤務時間外の参集、勤務時間内の配備体制
- 意思決定訓練：事前又は訓練中に付与される情報に基づき判断し、行動する訓練

(2) 計画の点検・見直し

業務継続計画は、一定の前提を踏まえて検討するものであることから、当初より完全な計画及び体制となるものではない。発災時に実際に機能する計画とするために、定期的に計画の実効性等を点検し、訓練等により抽出された問題点等を踏まえて、継続的に改訂・見直し行っていくものとする。

■業務継続計画の継続的な改善のイメージ



串間市非常時優先業務一覧

平成 29 年 4 月策定

(令和 4 年 8 月一部改定)

資料編

串間市業務継続計画（地震災害編）

串間市業務継続計画

【地震災害編】

平成 29 年度策定

(令和 4 年 8 月一部改定)

発 行 串間市危機管理課

串間市大字西方 5550 番地

電話 (0987-55-1120)

F A X (0987-72-6727)